

Case7

地域の包括的なケアシステムがなくなるおそれがあり、心配している。

私が居住している市は、複数町が合併して設置された市で、合併前の私が居住していた町には、高齢者保健福祉支援センターが設置されている。この高齢者保健福祉支援センター内には、保健センター、居宅介護支援事務所、訪問介護ステーション、デイサービスセンター、地域包括支援センターのブランチ（支所）などが置かれている。

先日、この高齢者保健福祉支援センター内にある、地域住民の中の要介護者に対するケアプランを策定している居宅介護支援事業所が休止されると聞き、次のことを心配している。

- ① 旧町内の要介護者のケアマネジメントについては、旧町外の民間の居宅介護支援事業所に委ねられるケースが多くなり、いわゆる利用者の囲い込みが起きること（注1）
- ② 地域の高齢者に対する包括的なケアマネジメント（注2）が円滑に実施されなくなること（注3）



Case7 つづき 行政相談委員の対応

相談を受けた委員が市に対し相談内容を連絡した結果、市では、当面の措置として、平成31年度については、居宅介護支援事業所の休止を延期した。この結果、相談者の地域においては、地域の高齢者に対する包括的なケアマネジメントが提供できる体制が継続されることとなった。



- (注) 1 介護保険制度では、サービス利用者個々のニーズに応じて保健・医療・福祉にわたる多様なサービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系の確立を目指し、サービス運用方式としてケアマネジメントの仕組みが導入された（出典：日本マネジメント学界ホームページ）。
- 2 高齢者保健福祉支援センター内の各施設は、一つの施設内に設置されていることから、有機的な連携を図ることが可能である。これにより、地域の高齢者に対する包括的なケアマネジメントを行える仕組みが整っていた。
- 3 介護サービスにおける事業所の選定については本人の希望により事業所の選定を行うこととなっているため、本人の意に沿わない選定をすることはないとされている。しかし、厚生労働省では、平成17年10月の厚生労働省社会保障審議会において、ケアマネジメントに関する課題として、全国の支援事業所の9割が併設型支援事業所で、当該事業所は、その作成する居宅サービス計画において、当該支援事業所が併設されている居宅サービス事業所の居宅サービスを位置付ける傾向が強いとの指摘があったことを踏まえ、18年度の介護報酬改定の際に導入されたものであり、ケアマネジメントの公正・中立を確保するための施策の一つであるとされている。